

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う皆様へのお知らせ

都道府県知事等への届出が必要になります！

○届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上

改正

1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月（※1）以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。（ただし、臨時に設置される場合等は除きます。）

※1 都道府県知事等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

○届出先

・個人のベビーシッター

→お住まいの都道府県（※2）

・ベビーシッター事業者

→事業所が所在する都道府県（※2）

※2 指定都市・中核市の場合は、指定都市・中核市に届出してください。

なお、既に届出をしていますが、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月（※1）以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。

併せて

定期的に研修を受けましょう！

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努めることが必要です。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設は、**研修の受講状況も届出事項**です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。(研修の例:居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修等)

○関東信越国税局管内自治体照会先

- ・茨城県 保健福祉部子ども家庭課 (TEL)029-301-3252
 - ・栃木県 保健福祉部こども政策課 (TEL)028-623-2064
 - ・群馬県 健康福祉部こども未来局児童福祉課保育係 (TEL)027-226-2626
 - ・埼玉県 各市町村保育担当課又は埼玉県福祉部少子政策課
- ※埼玉県では認可外保育施設指導監督権限を条例により県内各市町村へ移譲しています。
認可外の居宅訪問型保育事業の届出等については各市町村保育担当課へ問い合わせてください。(TEL)048-830-3328(埼玉県福祉部少子政策課)
- ・新潟県 福祉保健部児童家庭課 (TEL)025-280-5215
 - ・長野県 県民文化部こども・家庭課 (TEL)026-235-7098
 - ・さいたま市 子ども未来局幼児未来部幼児政策課施設支援係 (TEL)048-829-1859
 - ・新潟市 福祉部保育課管理係 (TEL)025-226-1217
 - ・宇都宮市 子ども部子ども未来課 (TEL)028-632-2397
 - ・前橋市 福祉部子育て施設課施設指導係 (TEL)027-220-5706
 - ・高崎市 福祉部保育課 (TEL)027-321-1246
 - ・川越市 こども未来部保育課 (TEL)049-224-5827
 - ・越谷市 子ども家庭部子ども育成課 (TEL)048-963-9157
 - ・長野市 子ども未来部保育・幼稚園課運営担当 (TEL)026-224-8031